

法人あなん

Vol.91
2024.1



法人会キャラクター けんたくん



株式会社 岡本建設 esora-house阿南店

阿南市那智川町今津浦宮面13-1

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 阿南法人会

徳島県阿南市富岡町内町164-1

TEL (0884)23-1055 FAX (0884)23-3531

<https://hojininkaizenkokuhojinkai.or.jp/anan/>

法人会
消費税期限内納付

推進運動

E-mail:ananhou@shirt.ocn.ne.jp



法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

CONTENTS

③ 新年のごあいさつ

公益社団法人阿南法人会 会長 六車 洋二郎

新年のごあいさつ

阿南税務署 略長 青野 広

④ 税に関する作文

⑤ 税に関する絵はがきコンクール

⑥ 令和6年度税制改正に関する提言(要約)

⑨ 第39回法人会全国大会 群馬大会に参加して

第37回法人会全国青年の集い山形大会に参加して

⑩ 法人会事業活動

⑪ 税教育活動

⑫ 地域社会貢献活動

⑬ 税務署からのお知らせ

⑭ 表紙の企業紹介

新年のごあいさつ



六車 洋一郎
公益社団法人
阿南法人大会 会長



青野 広
同上
副会長

新年のごあいさつ

令和六年の年頭に当たり、公益社団法人阿南法人大会会員の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。旧年中は、税務行政の円滑な運営につきましては、お豊かな新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。旧年中は、阿南税務署並びに関係機関の皆様方に何時も感謝の意を表すことを心から感謝申しあげます。

昨年五月、新型コロナウイルス感染症流行により、経済活動も徐々に活発となり從来の動きを取り戻しつつあります。一方では、物価高騰が企業や家庭を逼迫し、消費の低迷や人材不足による雇用増

及み企業の収支、地域の振興等に苦心すべき、「租税政策実行指針」への講演活動、「小学生の税に関する作文」や「税に関する会話コンクール」の募集など租税教育活動に積極的に取り組まれるとともに、各種講演や研修会の開催、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れられ、着実に成果を挙げられております。

このような素晴らしい活動は、六車会長の行動力と、役員の皆様及び会員各位の熱意と創意工夫による「省税強調運動」に支えられたものであり、実に、「十一年連続で会員数増加」という他に類を見ない取組となつてありますことに対し、改めて心から敬意を表する次第であります。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ「うつ病」に移行され、経済活動が回復困難となりました。また、スポーツ界では、ワールド・ベースボール・クラシック優勝をはじめ、サッカーワールドカップでの活躍、バスケットボール男子、バレーボール男子のオリンピック出場決定など語るに難い話題が多くありました。

公益社団法人阿南法人大会におかれましては、「税のオフィンリーダー」として「税に強い経営者が次世代を支える」をモットーに、相続税の管

年中の年頭に当たり謹んでお祝いのご挨拶を申し上げます。会員の皆様には、お豊かな新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。旧年中は、阿南税務署並びに関係機関の皆様方に何時も感謝の意を表すことを心から感謝申しあげます。

昨年五月、新型コロナウイルス感染症流行により、経済活動も徐々に活発となり從来の動きを取り戻しつつあります。一方では、物価高騰が企業や家庭を逼迫し、消費の低迷や人材不足による雇用増

あけまして
おめでとう
ござります

今年もどうぞよろしく
お願い申し上げます

令和六年 二月



公益社団法人
阿南法人大会

会長 六車 洋一郎

副会長 平野惣吉

新野哲朗

谷下 美恵子

延 隆久

外役職員一同

壊滅化なら、引き続き緊急回復の足かせになりかねない状況が続いている。また、経済政策の方向性も変化しており、税のあり方、使われ方に

当会の、組織基盤強化策の会員増強運動では、今年も事前に組織委員会を中心とした役員・会員・関係各位の方々にお集まりいたたき目標達成のための決起集会を開催し、目標件数の設定や勧説

しています。その様な状況の中、税に関する活動に軸足を置き活動している法人会の果たす役割は大きな意義があります。

さて、公益社団法人である当会では、「よき経営者を目指すものの団体」として税知識の普及・納税意識の高揚及び地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業活動を展開しています。次世代を担う児童や生徒に税の重要性の理解を深めていたたく租税教育活動につきましては、青年部会、女性部会の方々にご尽力いただき年々事業の成果が拡大しております。本年も更に発展させていただきたく思っています。

企画の健全な発展に資する事業、また社会への貢献活動では、「世代やニーズに合ったセミナー」、講演会の開催により非会員参加も拡大しております地域社会で更にお役に立てる団体として、今後も事業活動を実践してまいります。

私は、法人会の理念「税のオフィンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」を趣旨として法人会の事業活動に取り組んでまいります。

結びにあたり、会員企業様の益々の繁栄と会員様のご健勝ご多幸を心よりご新念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

（以下略）

税に関する作文

徳島県知事賞

(公社)阿南法人会会長賞 特選

「恩送りの税金」

阿南市立中野島小学校 六年
徳永優衣

みなさん、「恩送り」と言う言葉を知っていますか? この言葉は私がお母さんにもうつたととても大切な言葉です。その意味は、だれかから受けた恩を直

接その人に返すのではなく、別のだれかに送ることです。だからにしてもらつた恩をその人に返す「恩返し」も素敵だけれど、親切にしてもらつてうれしかつたことを次の人へ送っていくことは、幸せになる人がどんどん増えることになるような気がして、心に残っています。

今年、物価が急に上がりしたことを受け、なんと私たちの給食が半額になりました。税金で給食費がまかなわれることになつたからです。私は税金を社会の時間に勉強し少しは知つていたけれど、社会保障といつても

んと来てもらえて、清潔で安全な暮らしができる。それは、当たり前のことではなくて、みんなが税金を納めて、それがちゃんと使われているから。もし税金がなかつたら、不衛生な街になり、とても安心して暮らせないね。」ということになつた。興味が出てきた私が調べてみると、燃えるゴミの処理には「住民税」が使われているそつだ。

去年、私はフードロスが環境破壊につながることを勉強した。それから私は、近くのスーパーのフードバンクボストに、余りそうなものは寄付している。今回この作文を書くにあたつて、

自分には無関係なよう気がして、実感がもてませんでした。また、納稅が国民の義務であったとしても、私にとっては遠い未来の話のように思っていました。しかし、今回のこととて、税金がぐつと自分の身近なことに考えられるようになりました。税金は、みんなが困った時に手を差し伸べてくれるんだなとうれしくなりました。

今、この給食費のために使われる税金は、私たちのお父さんやお母さんが納めたものです。私たちは、今はお父さんやお母さんがおさめてくれた税金のおかげで毎日安心して生活がでています。でも、お父さんやお母さんもあちゃんが納めてくれた税金のおかげで大きくなつたのだと分かります。今だからが納めてくれている税金が「恩」であり、その恩恵を受けた人たちが、次の世代の人たちのために「恩」を送る人になつていくんだと思います。



「小学生の税に関する作文」において中野島小学校6年徳永優衣さん(右から3人目)が徳島県知事賞に選ばれ、11月17日(金)徳島県知事より賞状が授与されました。

もとの恩をたやさないよう大人になつたら次の世代のために税金を納めます。そしてこの幸せな気持ちも一緒に、この仕組みがずっと続いていつたらいなと願っています。

夏休み、私は家のゴミ出し担当になつた。最初は、本当に回収に来てもらえるのか気になつて、ドキドキしていた。でも、いつもだいたい同じ時間に来てくださるのでホッとした。家族でこのことを話し合ふと、「ゴミの回収にきち

阿南市立中野島小学校 六年
小川虹歩

「つながり合う税金」

(公社)阿南法人会会長賞 入選

ドロスを税金を大切に使う面からも考えてみたいと思った。調べてみると、年間八千億の税金がフードロスのゴミの処理に使われているらしい。フードロスのゴミ処理は、税金の無駄遣いにもなるのだと知り、改めて自分にできることを考えよつと思つた。

もう一つ調べたことがある。日本は世界に比べて消費税は高くはないようだ。消費税が高い国でも、その分社会保障が充実してたりすることも知つた。税について自分で考えたり、調べたりすると、今まで知らなかつたことがつながり、理解が深まつたと思う。

曾祖母はひざの手術をして、歩けるようになつた。手術やりハビリの医療費も税金によつて助けられたらしい。きっと誰もが、税金のお世話になることがある。気付かないところで、実はみんなが支え合つて生きているんだなと思う。今私にできることは、教科書や学校の設備を大切に使い、ごはんを残さず食べることだ。まず自分から実せんして、友達にも伝えよう。そして税金を納めている人たちに感謝しよう。今と未来が豊かになることを願つて、私も大人になつたら納稅したい。

令和5年度

税に関する絵はがきコンクール

女性部会 部会長賞

高田小学校6年
元珠 彩朱加

阿南法人会 会長賞



中野町小学校6年 稲永 優衣

阿南税務署 署長賞

高田小学校6年
森谷 唯花

入選

高田小学校6年
志原 一心

中野町小学校6年 深水 明衣

出走

高田小学校6年
洋本 沙奈高田小学校6年
井上 小梅

佳作



う津小学校6年 高島 唯々子

佳作



羽ノ浦小学校6年 芳川 明里

佳作



中野町小学校6年 永江 心咲

全国法人会総連合女性部会では、小学生への租税教育活動の一環として、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。当会も今年で11年目となり、阿南税務署管内の小学校6年生を対象に募集を行い、17校・424点の応募がありました。9月29日(金)事業研修委員会を開催し、選考基準に基づいて、女性部会部会長賞など優秀作品10点を選出しました。



公社）阿南法人会会長賞 入選

「ぼくを助けてくれた 税金」

阿南市立若狭小学校 6年

松本 将忠

ぼくは産まれた時に心臓の病気が見つかり、徳島大学病院に緊急で運ばれました。NICUに入院し、その後手術をしました。

それから、四歳までに二回の手術をして保育園に行けるようになりました。今ぼくが元気に学校に行けるのは、この時に助けてくれた制度や施設のおかげです。僕を徳島大学病院に運んでくれた救急車は税金で運営しています。救急車が走った道路も税金で整備されています。入院した徳島大学病院は元々税金で運営されていた国立大学です。徳島大学病院では、毎月一本十五万円の注射をうつて、難しい手術を乗りこえました。その注射代も税金で負担してくれていて、ふつうの家庭では負担

しきれないものだと感じました。

これは、みんなが負担した税金のおかげです。税金の種類は、僕が知っているだけでも、所得税、住民税、ガソリン税、消費税、法人税など、様々な税があります。仕事でかせいた給料の一部を納める所得税や、町に住んでいると納める住民税や、自動車を動かすためのガソリンを買うと納めるガソリン税など、税金の半分は大人が納めています。しかし、商店やスーパー、マーケットで商品を買ったときに追加される消費税は、ぼく

の ような子どもも納めています。これらの税金は、ぼくを助けてくれた以外にも様々な場面で使われています。例えば、学校では、教科書や机、イスなどに使われています。家庭では、ゴミの回収や処理に使われています。地域では、図書館や公民館などの施設にも使われています。税を負担する金額は人によってちがうので、不満がある人もいると思いますけれど、ぼくのように税金のおかげで助かった人がいることを知つて欲しいと思います。



行動する法人会

「令和6年度税制改正に関する提言」要望活動

10月31日(火)、六車会長・若木税制副委員長・原事務局長の3名が、阿南市役所を訪問し、表原阿南市長・藤本市議会議長・吉積総務部長・杉本主幹に対し、全法連理事会に於いて決議された「令和6年度税制改正に関する提言」を提出し、要望活動を行いました。



令和6年度税制改正に関する提言（要約）

【基本的な課題】

1. 税・財政改革のあり方

コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その債務が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが遅滞さえ封鎖していたのは国際社会の常識からみても異様であり加害責任である。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出したながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は自前の税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。たまたまさらに消費税を否定していたのでは持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないのである。

2. 財政健全化に向けて

歳出だけを先行させ、財源藩を過ぎ去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝P.B.）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

①財政健全化は国際課題であり、本格的な歳出・収入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提

とするなど、また歳出については堅域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方針と目標を明示し、着実に改革を実行するべきである。

②国債の償還が控られた場合、長期金利の急上昇などの金融資本市場に多大な影響を及ぼす恐れがある。政府は改修を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

③生活保護についても、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

④少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に取り組むよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。日本に比べ取扱面で大きくなり劣る育休制度については、企業側も意識改革が必要となる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

⑤「中高年・低負担」のいびつな構造を「中高年・中負担」に改革する。具体的には過疎な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重視化・効率化」によって可能な限り抑制する。

⑥社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不斷に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

3. 年金制度の見直し

⑦年金については、「マクロ経済ストライドの戦略対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金額負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

⑧医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）

の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるシェアリック普及率（全ての都道府県で80%以上）を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

⑨介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

⑩生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

⑪少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に取り組むよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。日本に比べ取扱面で大きくなり劣る育休制度については、企業側も意識改革が必要となる。

⑫児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上地域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

⑬少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ率が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないよう深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず廃止より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることを計り、ある。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を実行するよう強く求められる。

(1) 国・地方における請員定数の大刀な削減、歳費の抑制。

(2) 緊しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人手削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 給与的負担の削減を行なう成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

先づるには健診保険証との一体化などをめぐりカートの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となつた。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでも、我が國経済の礎である。

モラルハザードの説明には注意しなければならないが、健全な経営を取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15

2. 事業承継税制の拡充

「中小企業経営強化税制」や「共同設立等導入会計等に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（監査期日）が追つた申請や認定について弹性的に対応する。なお、「カーポン・ユートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

3. 消費税への対応

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経営の継承には注意しなければならない。一方で、我が國経済の礎である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底の是非を含めて見直しが必要である。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、既所得者対策の効果等を確認して、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(2) 地域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行なうべきである。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する努力がある。

%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に括り置かれている

ある。とくに、事業承継に資する相続については、事業承継の条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用

資産への譲渡を経済的あるいは免除する制度を設置する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものには廃止を含めた整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を抜粋したうえで本則化すべきである。

(1) 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ「中古設備」を含める。② 小額減額控除制度の取得額の損金算入額（合計300万円）を推移し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となつている適用期限を延長する。

(2) 相続税贈与税の納税猶予制度の充実は、平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承認計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行なう必要がある。

また、特例承認計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなつているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承認計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承認がより円滑に実現できるよう以下の措置を求める。

(3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

・ 地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地域技術やビジネス手法を開拓していくかねばならない。また自治体は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自動を基本理念とすることが肝要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術開発づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行なう必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要な課題である。

(2) 地域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行なうべきである。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する努力がある。

ないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の導入による税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴つてより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

比べたラスバイレス指数(全国平均ペース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系を見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化することにより、納税者の相手に立つて行政に対する子エフク機能を果たすべきである。また、真すぎる議員報酬の一層の削減と政治活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても口当制を広く導入するなど見直すべきである。

V. 防災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。どうわけ被災地における企業の定着率や雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求められる。

・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならぬ。

V. その他

- 1. 税制環境の整備**
- 2. 事業問題への対応**
- 3. 税務教育の充実**

- (1) 役員給与の損金算入の認可
- (2) 役員給与は損金算入とすべき

4. 地方税関係

- ① 固定資産税の基本的目指し**
- ② 交際費課税の適用期限延長**
- ③ 中小企業向け貸上げ促進税制の適用期限延長**
- ④ 所得税のあり方**
 - ① ほきん税としての財源調達機能の回復
 - ② 各種控除制度の見直し
 - ③ 索引住民税の均等割
- ⑤ 相続税・贈与税関係**
 - ① 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向(平成15年3・40→令和2年2・73)にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税性状況が平成27年の8・0%から令和3年は9・3%と高水準に進んでいることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。
 - ② また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の中告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- ⑥ 事業所税の廃止**
- ⑦ 森林環境税**
- ⑧ その他の**
 - ① 配当に対する重課税の見直し

- ① 固定資産税の基本的目指し
- ② 令和5年の全国の公示価格は、全国平均均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評議方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
- ③ 電子申告

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

河野泰にタクシードライバーコードの提出が必要です。
料金を支払うことで、オンラインで提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用することで、所得税及び譲税特別所得税の申告をするときのメリットが！

添付書類の提出省略 還付スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページをご確認ください。

QRコード
QRコード
QRコード

第39回法人会全国大会 群馬大会に参加して 10月18日(水) 高崎芸術劇場



令和5年10月18日(水)、第39回法人会全国大会が群馬県の高崎芸術劇場にて開催され、全国の法人会から約1,500名が集い、当会から3名が参加いたしました。

式典に先立ち、群馬交響楽団によるウェルカムコンサートでお迎えいただき、第1部では、日本通運代表取締役社長の福田尚久氏による「好機到来」と題した記念講演が行われました。福田氏はアップルコンピュータ（現Apple）に入社された日、米を行き来し、副社長としてグローバル戦略等の経営全般に携わられ、スティーブ・ジョブズ氏との秘話をユーモアを交えながらお話し下さいました。そして、世界が2000年を境に急成長している中、日本は30年間フラットであるが、物作りの文化があり無数の中小企業が活躍する日本にとって今は絶好の機会であると話されました。

第2部の式典では、全法連小林会長が主催者を代表してあいさつをされました。その後、会員増強・福利厚生制度推進表彰の贈呈が行われ、当会は昨年に引き続き、会員増加「最優秀賞」を頂きました。その後、篠野税制委員長による「令和6年度税制改正に関する提言」の報告、そして昨年の「法人会全国青年の集い」における相続教育活動プレゼンテーションで「最優秀賞」を受賞した、鹿児島法人会青年部会による「相続教室～税でエールを～」と題した事例発表が行われ、最後に次回開催地である鹿児島県連会長が閉会の辞を述べられました。

当会は、440単位会の中で唯一会員増強長期継続純増を継続しております。今年も21年連続純増を目指し頑張ってまいります。



第39回
法人会全国大会
10月18日(水) 高崎芸術劇場

会員増強表彰 ・「最優秀賞」 会員数増加対前年20社以上

・純増を長期間維持している単位会に対する表彰 対前年1社以上の純増を3年間継続して維持
・特別表彰 繼続純増5年ごとの節目

*四国法人会連合会からも、純増を長期間維持したとして「特別表彰」を頂きました。

令和6年度 税制改正 スローガン

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業継承税制の創設を！

第37回法人会全国青年の集い 山形大会に参加して

11月10日(金)
やまぎん県民ホール



青年部会 部会長 幸平惣 平野直毅

令和5年11月9日・10日の2日間、第37回法人会全国青年の集い山形大会が開催されました。大会式典の行われたやまぎん県民ホールや部会長サミットが行われたホテルメトロポリタン山形は山形駅から徒歩圏内にあり移動もスムーズで非常にアクセスのよい大会でした。

相続教育活動プレゼンテーションでは単位会ごとに子供たちの興味を引く工夫がみられ印象に残る相続教室を目指している姿に驚かされました。また、健康経営大賞では地域清掃活動などボランティア活動と連動させ参加しやすく持続可能な取り組みをしたり、業界特有の体の悩みなどに特化した形で社員の健康維持に取り組んでいる企業などがありました。

ヤマガタデザイン株式会社の山中大介さんの記念講演では山形庄内というあえて地方の特徴を生かし地方の問題解決に挑戦され、観光・農業・教育そして人材まで全国でも展開可能なビジネスモデルを作られており大いに刺激になる話を聞かせてもらいました。

次回の全国大会は福井です。来年は多くの部会員で参加し、大会での学びをみんなと一緒に共有できればと思います。



相続教育活動プレゼンテーション 最優秀賞 佐世保法人会

健康経営大賞 青年部会部門 最優秀賞 北都開拓法人会

・部会員企業部門 最優秀賞 ネットトヨタ山陽株式会社

事業活動

第20回チャリティーゴルフ大会

10月1日(日) コート・ベール徳島ゴルフクラブ

団体懇親 川北支部

個人懇親



佐藤ライフ
釜本 裕人さん



浜阿波銀行
赤堀 吕泰さん



伊山田電気
山岡 秀章さん



支部会員交流会議

研修①

「令和5年度
税制改正のあらまし」

- 改正電子帳簿保存法について
- 消費税インボイス制度について

「自主点検チェックシート(改訂版)」

講師:
阿南税務署
法人課税部門
統括国税調査官

坂元 亮介 氏



「ダイレクト納付について」

講師:
阿南税務署
管理運営・徵収部門
統括徵収官

中村 茂大 氏



研修②

テーマ:「サイバーセキュリティ
対策等について」

講師:阿南警察署 生活安全課
課長 島田 雄氏



●阿南支部

9月8日(金) ロイヤルガーデンホテル

●川北支部

9月14日(木) まるき



テーマ:「県南の魅力」

講師:JOE WORKS(オーダー家具製造)代表
リボディ カイロプラクティック
院長 平山 尚道 氏



●海部支部 9月15日(金) しらきや

テーマ:「終活と相続で知っておくべきこと」
「空き家空き地対策について」

講師:藍行政書士事務所・藍不動産 代表
行政書士・宅地建物取引士
遠藤 真紀子 氏



●丹生谷支部 9月21日(木) もみじ川温泉

テーマ:「日本海海戦に学ぶ

安全と決断」

講師:九徳労働安全コンサルタント所長
建災防・徳島県支部所長講師
平岡 長次 氏



●阿南南部支部 9月22日(金) 仁尾

法人会

7・8・9月決算法人説明会

8月24日(木)
富岡公民館



女性フォーラム活動報告会

9月11日(月)
阿南市文化会館夢ホール



健康セミナー

9月11日(月)
阿南市文化会館夢ホール

テーマ：「脳若トレーニング」
講師：脳若ステーション 認定トレーナー
田中 泰子 氏



「税を考える週間」記念講演会

11月16日(木)
ロイヤルガーデンホテル

テーマ：
～人生に「もう遅い」はない～
私は創造的でありたい】



講師：
ITエヴァンジリスト
若宮 正子 氏

年末調整説明会

11月20日(月)
阿南市文化会館夢ホール



10・11・12月決算法人説明会

11月28日(火)
富岡公民館



丹生谷支部視察研修旅行

11月2日(木)
高知県立牧野植物園・西園園芸見学



新設法人説明会

11月28日(火)
富岡公民館



第2回広報委員会

12月20日(水)
法人会事務局



育活動

税を考える週間

11月11日(土)～11月17日(金)

◆第16回小学生タックスセミナー「金融機関見学体験学習」

11月7日(火)

『税を考える週間』のイベントとして、11月7日(火)、今津小学校6年生14名を招き、阿南相税教育推進協議会との共催による、第16回小学生タックスセミナー「金融機関見学体験学習」を阿南信用金庫見能林支店にて開催致しました。

日本銀行徳島事務所の間所長様より、日本銀行の仕事やお金の役割についてお話をいただき、金田様には、2024年発行開始予定である新紙幣の偽造防止技術についてのお話とお金に関するクイズをしていただきました。その後、阿南信用金庫様に模擬紙幣を使ってお札の数え方を教わり、児童らは悪戯苦難しながら一生懸命挑戦しておりました。岡本理事が「税金クイズ」を行い、最後に、阿南信用金庫様のご協力により、ふだん見ることのできない本物の一億円を児童ひとりひとりが手に持ち、紙幣の墨と重さを肌で感じ取ってもらうことができました。お土産として、「税の下敷き」「お札の裁断片」等を渡しました。

児童らに体験を通して、お金・金融・税金の大切さを楽しく学んでもらう事ができ、大変有意義な体験学習となりました。



◆税に関する優秀作品展を開催

11月10日(金)～17日(金)

『税を考える週間』にともない、フジグラン阿南店、郡賀・海陽・牟岐・美波町役場にて、「税に関する優秀作品展」を行い、作文・ポスター・絵はがきを展示了しました。



◆税の広報活動

11月10日(金)

フジグラン阿南店で女性部会員と阿南税務署職員が買い物に訪れる人たちに「キャッシュレス納付推進」のチラシやポケットティッシュ等を配布し、法人会や税のPRを行いました。

『税を考える週間』の幟をフジグラン阿南店(税に関する優秀作品展示場所)に、横幕は事務局窓に設置し税のPRを行いました。



◆税の無料相談会を開催

11月10日(金)

フジグラン阿南店
吉積税理士
相談者数 8名
(含非会員6名)



租税教

◆税金クイズ 楽しみながら税に興味を持ってもらおうと地域のイベントに参加し、税金クイズを行いました。

8月27日(日) 那賀川夏まつり(川北支部)



12月3日(日) 美波町商工祭(海部支部)



◆租税教室出前授業



9月13日(木)

山口小学校
6年生(11名)

講師:女性部会
町田副部会長



12月4日(月)

相生小学校
6年生(14名)

講師:女性部会
谷下部会長



12月6日(水)
日和佐小学校6年生(21名)
講師:青年部会
田中副部会長



12月18日(月) 桑野保育所(51名)

女性部会員が「鬼太郎たちと税について考えよう!カッパのいたずら」の紙芝居を就学前の園児に行い、水には税金が使われていることや水の大切さを楽しく学んでもらいました。



消費税の
期限内納付を
忘れずに。

期限内納付のための
納税資金の積立てを
お願いします!



法人会

消費税には申告・
納付期限⁽¹⁾があります。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です⁽²⁾。
- 取扱を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額⁽³⁾に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割割引があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は振替納税も
利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告者ができます。

①法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告・納付を行う必要があります。

②インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

③地方消費税を含む「税額証明」です。

④直前の課税期間の確定消費税額が100円以下の事業者が、日々の中間申告を提出する旨の届け出書を提出した場合には、日々的に中間申告・納付することになります。

⑤毎月一定額納付することが困難な場合は、申告に2割割引がありますので、納付が困難な方は、手軽に振替納税(振替申告)をご検討ください。

税金 クイズ

第1問 「国際観光旅客税」とは、どのようなときに徴収される税でしょう?

- ①日本から出国するとき
- ②旅行先のホテルに泊まるとき
- ③外国人がお土産を買うとき

第2問 「国で一番えらい立場の者は、税金を納めなくてもよい」という法律を作ったのは次のうち誰でしょう。

- ①トルーマン
- ②ヒトラー
- ③スターリン

[答えは14ページにあります]

地域社会貢献活動

◆四国巡礼お遍路さんのお接待

管内の四国88ヶ所札所「太龍寺」・「薬王寺」・「平等寺」に於いて、お遍路さんにお茶・おまんじゅうを振る舞い、ウェットティッシュ・ポケットティッシュ等を配りお接待を行いました。

太龍寺(丹生谷支部)



10月12日(木)

薬王寺(海部支部)



10月13日(金)



会員さんのお母さんが手作りの小物を提供してくださったので、いっしょに配らせていただきました。

平等寺(阿南南部支部)



10月16日(月)



◆浜の浦公園清掃ボランティア

10月21日(土)
12月16日(土)



税金クイズ 答え

第1問 ①日本から出国するとき

「田原税務署」は、日本から出国する人に課される税金です。国籍を問わず、1回につき1000円納めます。この税金からの収入は、日本の観光振興の強化・強化を図るために活用されています。

第2問 ②ヒトラー

当時、ヒトラーは「我が國争」という本を書いたことによる収入があり、それに対する税金を納めるようにミュンヘン税務署が通知したところ、まったく税金を納めないでこんなわがままな法律を作らせてしまいました。

◆街頭における税のPRキャンペーン(阿南支部)

阿南の夏まつりにおいて、「消費税期限内納付」「e-Taxの普及促進運動」を推進するため、阿南税務署・阿南税会・青色申告会の皆様と一緒にノフレードを行い、いちごプロジェクト(15%節電運動)うちわ・ウェットティッシュ・食品ロスゼロメモ帳・マスク等を配布しました。

7月22日(土)



◆使用済み切手の 収集・寄贈

11月7日(火)

女性部会員で集めた使用済み切手を谷下部会長が、「徳島ユネスコ協会」の河内会長に手渡しました。



◆チャリティーゴルフ大会の収益金を寄付

11月15日(水)

10月1日(日)に開催された「第20回チャリティーゴルフ大会」の収益金を那賀町社会福祉協議会と美波町社会福祉協議会へ10万円ずつ寄付しました。



那賀町社会福祉協議会



美波町社会福祉協議会

消費税の期限内納付のために、インボイス発行事業者になった方必見!

計画的な納税資金の積立てを!



消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間

令和3年(基準期間) → 令和4年 → 令和5年(課税期間)

課税売上高 1,000万円超 → 課税事業者

ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

計画的な納税資金の積立てには「予納ダイレクト」が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

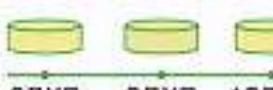
メリットは?

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
 - 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

計画的な納付で、安心!確実!



定期的に
均等額を予納すると…



詳しくは、国税庁ホームページへ
[「計画的な納税\(資金の積立て\)を検討されている方\(予納ダイレクト\)」へ](#)



目安額はここから
納税額・積立額の

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (被扶助店の徴収に 係る事業)(第2種事業)		貿易業者(会社に該当 するものを除くなど) (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 證券業者など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
みなし仕入額	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納付額 の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額		
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記は年間課税の目安額は概算なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和5年4月1日現在のみなし仕入額に基づいて計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

さあ自宅で e-Tax!

所得税及び復興特別所得税
株式譲渡・配当、贈与税 の申告書の作成・送信は

マイナンバーカード×e-Tax

でさらに便利!

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

e-Taxの5つのメリット

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要
※一部の書類を除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

確定申告書等作成コーナーはこちら



~困ったときはこちらで解決~

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・医療費控除
- ・住宅ローン控除
- ・マイナポータル連携

確定申告動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用
した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

システム導入が
難しくても
大丈夫！！

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今まででは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からはどうすればいいんだろう。**



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。
ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または
「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理
されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応
じじうことができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、
プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

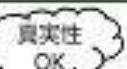


【真実性の確保】

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たす
ことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していま
すので、参考にしてください。



事務処理規程を制定すればいいのね！

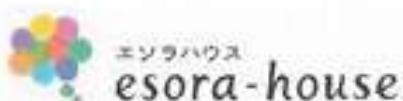
そして、今までではプリントアウトした後に電子取引データを消して
いたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する必要があるのね。**



そのとおりです。
電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



表紙の企業紹介



- 会社名 株式会社岡本建設
- 代表者 代表取締役 岡本充律
- 本社所在地 徳島県阿南市那賀川町今津浦宮面42-1
- 設立 昭和48年4月
- 事業内容 住宅事業部（注文住宅の設計施工）
型枠事業部（公共建築などの型枠工事）
- 従業員数 住宅事業部（10名）
型枠事業部（12名）
- 資本金 2000万円



代表取締役
岡本充律

- 住宅事業部 esora-house
- 営業所 【阿南店】阿南市那賀川町今津浦宮面13-1
【アクアチッタ店】徳島市万代町5丁目71-5
- 設立 平成26年2月
- フリーダイヤル 0120-129-109
- 営業時間 10:00～18:00
- 定休日 毎週水曜日
第2、4火曜日



ただいま。
おかえり。



沿革

- 昭和38年 岡本組を創業し土木建築工事に従事する
- 昭和48年 株式会社岡本建設に組織変更する
代表取締役 岡本雅信 就任
- 昭和49年 建設業許可を得る 土木・建築工事一式総合建設業
- 平成5年 一級建築士事務所登録 一級建築士 岡本浩万
- 平成22年 代表取締役 岡本浩万 就任
- 平成26年 住宅事業部エソラハウス 設立 新事務所開設（阿南店）
- 平成28年 モデルハウス「35.7」OPEN
- 平成29年 徳島市内（万代町）に事務所開設（アクアチッタ店）
- 平成30年 代表取締役 岡本充律 就任
- 令和4年 万代第一倉庫に新アクアチッタ店を開設



オフィスでも節電 にご協力ください。

快適無理なく

OA機器(PC、コピー機)

空調

使用していないエリア
(会議室・休憩室・廊下等)は
空調を停止しましょう。
節電効率:約2%

窓際やひざ掛けなどを活用し、
無理のない範囲で
室内温度を下げましょう。
節電効率:約3%

長時間使わないときは、
電源を切るか、
スタンバイモードに
しましょう。
節電効率:約4%

照明

可能な範囲で執務室や
店舗エリアの照明を
間引きましょう。
(節電効率は照明を半分程度
間引きした際の数値)
節電効率:約8%

使用していないエリア
(会議室・廊下等)の
消灯をしましょう。
節電効率:約3%

オフィスで出来る 冬の節電対策

電気ポット

設定温度を見直したり、
省エネモードにしましょう。
使わないときには、
電源をオフに
しましょう。

温水洗浄便座

可能な範囲で
便座・温水の
設定温度を下げ、
使わないときは蓋を
閉めましょう。

給湯器

給湯器の温度を下げて、
洗い物をしましょう。
給湯器を買い換える場合は、
省エネタイプのものも
検討しましょう。

全オフィスで消費電力の1%を節電すると、毎日、家庭約10万世帯が

消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

（出典：経済産業省「省エネペーパンサト」）

謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業の役員・従業員とそのご家族の皆様に
安心をお届けしてまいります

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます
令和六年



（引受保険会社）アフラック 徳島支社

〒770-0904徳島県徳島市新町橋2-10-1 德島駅前第一生命ビルディング

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これまででも、これからも企業の繁栄を
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。



大同生命保険株式会社

四国支社 徳島営業部/
徳島県徳島市八百屋町3-26(大同生命徳島ビル4F)
TEL 088-622-4530



AIG 損害保険株式会社

徳島支店/
徳島県徳島市中洲町1-42-1(富士火災徳島ビル)
TEL 088-625-7115